

# 令和7年度介護保険事業者集団指導

令和8年3月

佐伯市高齢者福祉課介護保険係

# 目次

## 1. 各種手続きについて

- 1-1. 変更届出等の提出について【共通】・・・P1
- 1-2. 指定の更新について【共通】・・・P5

## 2. 運営指導について

- 2-1. 令和7年度の実施状況について【共通】・・・P9
- 2-2. 主な指摘事項について【共通】・・・P10

## 3. ケアプラン点検について

- 3-1. 令和7年度佐伯市介護保険ケアプラン点検等業務について【居宅】・・・P11
- 3-2. ケアプラン点検について【居宅】・・・P12
- 3-3. 住宅改修・福祉用具購入の点検について【居宅】・・・P12

## 4. 事業所のみなさまにご留意いただきたいこと

- 4-1. 指定・更新申請等の電子申請届出システムについて【共通】・・・P13
- 4-2. 「介護報酬」「運営基準」等に関する問い合わせについて【共通】・・・P14
- 4-3. 過誤請求について【共通】・・・P15
- 4-4. 請求誤りにより発生する事案について【地密】・・・P16
- 4-5. 居宅介護サービス計画作成依頼の終了届出書について【居宅】・・・P17
- 4-6. 短期入所利用日数が認定有効期間の半数を超える理由書の提出について【居宅】・・・P17

【共通】：居宅介護支援事業所・地域密着型サービス事業所、共通の確認事項

【居宅】：居宅介護支援事業所のみ該当する確認事項

【地密】：地域密着型サービス事業所のみ該当する確認事項

# 1. 各種手続きについて

## 1-1. 変更届出等の提出について ※共通



(1) 変更届出書について (<https://www.city.saiki.oita.jp/kiji0039151/index.html>)

### ○ 提出が必要な場合

下記事項が変更になった場合(介護保険法施行規則第131条の13、第133条、第140条の37)

- ・事業所(施設)の名称
- ・事業所(施設)の所在地
- ・申請者の名称
- ・主たる事務所の所在地
- ・法人等の種類
- ・代表者(開設者)の氏名、生年月日、住所及び職名
- ・登記事項証明書・条例等(当該事業に関するものに限る。)
- ・事業所(施設)の建物の構造、専用区画等
- ・事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日及び住所
- ・運営規程

以下はサービス種類によって提出の必要があります。

- ・協力医療機関(病院)・協力歯科医療機関
- ・介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・支援体制
- ・本体施設、本体施設との移動経路等
- ・併設施設の状況等
- ・連携する訪問看護を行う事業所の名称
- ・連携する訪問看護を行う事業所の所在地
- ・介護支援専門員の氏名及び登録番号

○ 提出期限

変更があった日から **10日以内** ※やむを得ない事情で提出が遅れる場合は、個別にご相談ください。

○ 提出先

佐伯市 福祉保健部 高齢者福祉課 介護保険係

※基本的には**電子申請・届出システムでの提出**をお願いします。

○ 提出書類

- ・ 変更届出書（別紙様式第二号（四））
- ・ 添付書類（下記「変更届出書に必要な添付書類」を参照）

変 更 事 項	添 付 書 類（関係のあるもののみ）
事業所（施設）の名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営規程</li> <li>・ 平面図、写真等</li> </ul>
事業所（施設）の所在地	
申請者の名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登記事項証明書</li> </ul>
主たる事務所の所在地	
法人等の種類	
代表者（開設者）の氏名、生年月日、住所及び職名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登記事項証明書</li> <li>・ 経歴書（居宅介護支援は不要）</li> <li>・ 誓約書</li> <li>・ （研修の受講義務がある場合）修了証書の写し</li> </ul>
登記事項証明書又は条例等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登記事項証明書又は条例</li> </ul>
事業所（施設）の建物の構造、専用区画等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平面図、写真等</li> <li>・ 設備等一覧表 ・ 建物の構造概要</li> </ul>
事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表</li> <li>・ 組織図</li> <li>・ 経歴書</li> <li>・ （研修の受講義務がある場合）修了証書の写し</li> </ul>
運営規程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 変更前・後の運営規程</li> <li>・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表</li> <li>・ 資格者証の写し</li> </ul>
協力医療機関（病院）・協力歯科医療機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協力医療機関との契約書の写し * 覚書程度でも可</li> </ul>
事業所の種別等（病院・診療所・その他）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登記事項証明書</li> </ul>
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・支援体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約書の写し</li> <li>・ 関係機関との連携体制及び支援の体制の概要がわかるもの</li> </ul>
本体施設、本体施設との移動経路等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平面図、写真等</li> </ul>
併設施設の状況等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平面図、写真等</li> </ul>
連携する訪問看護を行う事業所の所在地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約書の写し</li> <li>・ 連携する訪問看護事業所との概要がわかるもの</li> </ul>
連携する訪問看護を行う事業所の所在地	
介護支援専門員の氏名及び登録番号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表</li> <li>・ 組織図</li> <li>・ 介護支援専門員一覧</li> <li>・ 介護支援専門員登録証明書の写し</li> </ul>

## (2) 廃止・休止届出書について (<https://www.city.saiki.oita.jp/kiji0039151/index.html>)

### ○ 提出が必要な場合

事業所を廃止・休止する場合

### ○ 提出期限

廃止・休止の日の**1ヶ月前まで** ※やむを得ない事情で提出が遅れる場合は、個別にご相談ください。

### ○ 提出先

佐伯市 福祉保健部 高齢者福祉課 介護保険係

※基本的には**電子申請・届出システムでの提出**をお願いします。

### ○ 提出書類

- ・廃止・休止届出書（様式第二号（三））

#### 【提出書類作成上の注意点】

- ・廃止・休止の予定がある場合は事前に相談をお願いいたします。
- ・廃止・休止届出書の「廃止・休止する年月日」には、以下のとおり記入してください。
  - ・廃止する場合  
「廃止する年月日」 = 事業を行う最終日  
例：3月31日まで事業を行う場合「3月31日」 ※4月1日ではない
  - ・休止する場合  
「休止する年月日」 = 休止予定期間の初日  
例：4月1日から休止する場合「4月1日」
- ・廃止・休止の理由と、現にサービスを受けていた利用者に対する措置を必ず記載してください。
- ・休止届出書提出後、休止予定期間を過ぎても再開の見込みがない場合には、再度事前に相談をお願いします。

## (3) 再開届出書について (<https://www.city.saiki.oita.jp/kiji0039151/index.html>)

### ○ 提出が必要な場合

休止していた事業所を再開した場合

### ○ 提出期限

再開した日から**10日以内** ※やむを得ない事情で提出が遅れる場合は、個別にご相談ください。

### ○ 提出先

佐伯市 福祉保健部 高齢者福祉課 介護保険係

※基本的には**電子申請・届出システムでの提出**をお願いします。

### ○ 提出書類

- ・再開届出書（様式第二号（五））
- ・勤務体制一覧表、従業員の資格を証する書類、経歴書（管理者等）  
※休止前と変更事項があれば、併せて変更届の提出も必要です。

#### (4) 介護給付費算定に係る体制等に関する届について

(<https://www.city.saiki.oita.jp/kiji0039151/index.html>)

##### ○ 提出が必要な場合

介護給付費算定体制に係る体制を変更する場合

##### ○ 提出期限

- ① 算定される単位数が増える場合（加算算定の開始等）：
  - 次表のとおり（事前の届出が必要となります）
- ② その他（加算の取り下げ、人員欠如による減算等）：
  - **判明した時点で速やかに**（事実発生日から算定体制が変更となります）

サービスの種類	算定の開始時期
(介護予防) 認知症対応型通所介護	毎月 15日以前に届出 → <b>翌月から</b> 16日以降に届出 → <b>翌々月から</b>
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	
看護小規模多機能型居宅介護	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
複合型サービス	
地域密着型通所介護	
居宅介護支援	
介護予防支援	
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	届出が受理された月の <b>翌月から（毎月1日は当月から）</b> ※「届出が受理された」とは、届出内容が加算等の要件を十分満たしていることが確認できるものとして受け付けられるときをいう。
地域密着型特定施設入居者生活介護	
地域密着型介護老人福祉施設	

##### ○ 提出先

佐伯市 福祉保健部 高齢者福祉課 介護保険係

※基本的には**電子申請・届出システムでの提出**をお願いします。

##### ○ 提出書類

- ・ 介護給付費算定に係る体制等に関する進達書（別紙3-2）
- ・ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-1～別紙1-3のいずれか）

## 1-2. 指定の更新について ※共通

### (1) 指定更新制度について（介護保険法第70条の2等）

平成18年4月の介護保険法改正により、介護保険事業所の指定の効力に期限が定められ、一定期間（6年）ごとに、指定の更新を受けなければ、指定の効力を失います。このため、有効期間満了前に指定の更新手続きが必要となります。

### (2) 指定更新の手続

有効期間満了日 の約4か月前	<b>指定更新申請の通知書を送付</b> ・提出受付期間、提出書類等を通知。	市 → 事業者
↓	<b>指定更新申請書類の提出</b> ・約1か月前までに申請書類を提出してもらうが、チェックの結果、修正等が必要になること等を考慮し、早めに提出できるよう準備しておくこと。	事業者 → 市
有効期間満了日 の約1か月前	<b>指定更新申請書類の提出期限</b> ・原則、この段階で全ての書類が揃っていること。	
↓	<b>申請書類の審査</b> ・必要に応じ、書類の再提出の依頼や事業所の現地調査等を行う。	市 → 事業者
指定更新日まで	<b>指令書（指定更新通知書）の送付</b>	市 → 事業者

### (3) 提出書類（<https://www.city.saiki.oita.jp/kiji0039151/index.html>）

- ・指定更新申請書（様式第二号（二））
- ・指定・指定更新に係る付表（付表第二号（一）～付表第二号（十二）のいずれか）
- ・誓約書（標準様式6）

以下は現在の指定状況と変更があった場合提出してください。

※サービス種類によって異なります。詳しくは付表に付随するチェックリストをご参照ください。

- ・登記事項証明書又は条例等
- ・従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表（標準様式1）
- ・管理者の経歴（標準様式2）
- ・平面図（標準様式3）
- ・運営規程
- ・利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要（標準様式5）
- ・本体施設の概要、本体施設との間の移動経路、方法及び移動時間
- ・併設する施設の概要
- ・設備・備品等一覧表（標準様式4）

- ・ 関係市町村並びに他の保健医療・福祉サービスの提供主体との連携の内容
- ・ 協力医療機関（協力歯科医療機関）との契約の内容
- ・ 介護老人福祉施設・介護老人保健施・病院等との連絡体制及び支援の体制の概要
- ・ 介護支援専門員の氏名及びその登録番号（標準様式 7）

#### (4) 提出方法

電子申請・届出システム、郵送または持参

#### (5) 地域密着型サービス事業所の指定状況について（R8.4.1 時点）

No.	サービスの種類	事業所名称	指定有効期間	
1	定期巡回・随時	定期巡回・随時対応型訪問看護介護なかと	R8.3.31 ~ R14.3.30	
2	対応型訪問介護看護	24 時間ケアサポート佐伯の太陽	R3.10.1 ~ R9.9.30	
3	地域密着型通所介護	デイサービスセンター 海悠園	R8.4.1 ~ R14.3.31	
4		デイサービス コスモなおかわ	R6.5.1 ~ R12.4.30	
5		蒲江やすらぎデイサービスセンター	R2.8.1 ~ R8.7.31	
6		デイサービスセンター彦岳の太陽	R3.4.1 ~ R9.3.31	
7		直川苑指定通所介護事業所	R8.4.1 ~ R14.3.31	
8		デイサービスセンターうめの里	R5.10.20 ~ R11.10.19	
9		佐伯市社協デイサービスセンター「なおかわ」	R2.6.1 ~ R8.5.31	
10		デイサービスセンターはたのうら	R6.10.1 ~ R16.9.30	
11		認知症対応型 通所介護	花みずき指定通所介護事業所	R8.4.1 ~ R14.3.31
12			佐伯市老人デイサービスセンターE型「水明園」	R5.4.1 ~ R11.3.31
13	やまぼうし指定通所介護事業所		R7.6.18 ~ R13.6.17	
14	認知症対応型 共同生活介護	グループホーム陽	R3.3.30 ~ R9.3.29	
15		グループホーム花みずき	R4.6.10 ~ R10.6.9	
16		グループホームやすらぎの家	R5.6.1 ~ R11.5.31	
17		さいき長寿苑 そよ風	R6.7.1 ~ R12.6.30	
18		グループホームコスモなおかわ	R5.3.1 ~ R11.2.28	
19		グループホーム白ゆり	R6.8.1 ~ R12.7.31	
20		グループホーム鶴見の太陽	R7.3.25 ~ R13.3.24	
21		グループホームひだまり	R7.7.1 ~ R13.6.30	
22		グループホームコスモやよい	R7.7.25 ~ R13.7.24	
23		みどりの郷こんね	R7.10.8 ~ R13.10.7	
24		みどりの郷ほんじょう	R6.3.1 ~ R12.2.28	
25		グループホーム佐伯の太陽	R3.10.1 ~ R9.9.30	
26		グループホームうめの里	R5.3.30 ~ R11.3.29	
27		グループホームほのぼの	R2.5.1 ~ R8.4.30	
28		グループホームほかほか	R2.6.1 ~ R8.5.31	

29	地域密着型特定施設	地域密着型特定施設蒲江やすらぎケアセンター	R7.4.1 ~ R13.3.31	
30	入居者生活介護	介護付有料老人ホームあいあーる	R3.4.1 ~ R9.3.31	
31	地域密着型 介護老人福祉施設	彦岳の太陽	R7.12.22 ~ R13.12.21	
32		彦岳の太陽ユニット型	R7.12.22 ~ R13.12.21	
33		特別養護老人ホーム長良苑	R8.4.1 ~ R14.3.31	
34		入所者生活介護	佐伯市特別養護老人ホーム豊寿苑	R5.10.1 ~ R11.9.30
35		特別養護老人ホーム はたのうら	R4.4.1 ~ R10.3.31	
36		看護小規模多機能型 通所介護	看護・介護総合サービス佐伯の太陽 (R5.4.1~休止)	R3.6.25 ~ R9.6.24
37		看護小規模多機能型居宅介護つなぐ	R8.3.16 ~ R14.3.15	

※黄色塗りつぶしは令和8年度に有効期間が終了する事業所

### (6) 居宅介護支援事業所の指定状況について (R8.4.1 時点)

No.	事業所名称	指定有効期間
1	介護保険サービスセンター鶴望野	R8.4.1 ~ R14.3.31
2	介護保険サービスセンター長良苑	R8.4.1 ~ R14.3.31
3	介護保険サービスセンターはまゆう	R8.4.1 ~ R14.3.31
4	居宅介護支援事業所豊かな木	R2.5.1 ~ R8.4.30
5	JAおおいた佐伯福祉サービスセンター居宅介護支援事業所	R2.6.1 ~ R8.5.31
6	ひととき	R3.2.6 ~ R9.2.5
7	南海医療センター附属居宅介護支援センター	R3.7.1 ~ R9.6.30
8	ケアプランセンター佐伯の太陽	R3.10.1 ~ R9.9.30
9	ケアセンターやまもと	R4.4.1 ~ R10.3.31
10	ケアプランセンターこくぶ	R4.5.1 ~ R10.4.30
11	居宅介護支援事業所のどか	R4.6.1 ~ R10.5.31
12	wonderwall	R4.8.1 ~ R10.7.31
13	たすねケアマネジメント	R4.9.15 ~ R10.9.14
14	佐伯市社協介護保険サービスセンター「まごころ」	R5.3.3 ~ R11.3.2
15	佐伯市社協介護保険サービスセンター「うめ」	R5.3.3 ~ R11.3.2 (R7.4.1~休止)
16	ケアネットきりん	R5.8.1 ~ R11.7.31
17	居宅介護支援事業所 もっこうばら	R5.10.1 ~ R11.9.30
18	さいき長寿苑そよ風	R6.7.1 ~ R12.6.30
19	居宅介護支援事業所 なごみ	R7.1.20 ~ R13.1.19

※黄色塗りつぶしは令和8年度に有効期間が終了する事業所

※「介護保険サービスセンター直川苑」については、令和8年3月末で廃止。

(7) 介護予防支援事業所の指定状況について (R8.4.1 時点)

No.	事業所名称	指定有効期間
1	佐伯市地域包括支援センター「あまべ」	R3.4.1 ~ R9.3.31
2	佐伯市地域包括支援センター「ばんじょう」	R3.4.1 ~ R9.3.31
3	佐伯市地域包括支援センター「さいき」	R6.4.1 ~ R12.3.31
4	ケアプランセンター こくぶ	R6.4.1 ~ R12.3.31
5	居宅介護支援事業所のどか	R6.4.1 ~ R12.3.31
6	たずねケアマネジメント	R6.4.1 ~ R12.3.31
7	ケアネットきりん	R6.4.1 ~ R12.3.31
8	居宅介護支援事業所 なごみ	R6.4.1 ~ R12.3.31
9	佐伯市社協介護保険サービスセンター「まごころ」	R6.6.1 ~ R12.5.31
10	佐伯市社協介護保険サービスセンター「うめ」	R6.6.1 ~ R12.5.31 (R7.4.1~休止)
11	居宅支援事業所もっこうばら	R6.6.1 ~ R12.5.31
12	ケアセンターやまもと	R7.5.1 ~ R13.4.30
13	介護保険サービスセンター長良苑	R8.4.1 ~ R14.3.31

※黄色塗りつぶしは令和8年度に有効期間が終了する事業所

## 2. 運営指導について

### 2-1. 令和7年度の実施状況について ※共通

#### (1) 地域密着型サービス事業所（37事業所中以下の10事業所に実施）

実施日	事業所名	サービス種別
令和7年5月28日	グループホーム白ゆり	認知症対応型共同生活介護
令和7年6月25日	グループホームそよ風	
令和7年7月23日	グループホームうめの里	
令和7年9月25日	グループホームみどりの郷ほんじょう	
令和7年7月23日	デイサービスセンター うめの里	地域密着型通所介護
令和7年10月22日	直川苑指定通所介護事業所	
令和7年11月26日	デイサービスセンター海悠園	
令和7年12月17日	やまぼうし指定通所介護事業所	認知症対応型通所介護
令和7年12月17日	花みずき指定通所介護事業所	
令和7年8月27日	特別養護老人ホーム 豊寿苑	地域密着型介護老人福祉施設

#### (2) 居宅介護（介護予防）支援事業所（23事業所中以下の5事業所に実施）

実施日	事業所名
令和7年5月28日	南海医療センター附属居宅介護支援センター
令和7年6月25日	さいき長寿苑そよ風
令和7年7月31日	介護保険サービスセンター長良苑
令和7年8月27日	居宅介護支援事業所 なごみ
令和7年9月25日	居宅介護支援事業所豊かな木

※今年度実施予定だった「介護保険サービスセンター直川苑」、「佐伯市社協介護保険サービスセンター「うめ」」については休止中のため未実施。

## 2-2. 主な指摘事項 ※共通

### (1) 地域密着型サービス事業所

【運営に関する基準について】

- 令和7年4月より、重要事項説明書を WEB 上で閲覧できるように整備することが義務化されています。
- 「新型コロナウイルス感染症業務継続計画（BCP）」を、「感染症業務継続計画（BCP）」とし、中の文章についても併せて確認してください。
- 委員会等の開催について、研修とは別で実施していることが明確にわかるよう整理をお願いします。

人員基準・報酬請求に関して今年度全事業所に指摘事項は確認されませんでした。上記「運営に関する基準について」は、今年度運営指導対象事業所でなかった事業所についても、再度確認をお願いします。

### (2) 居宅介護支援事業所

【運営に関する基準について】

- 令和7年4月より、重要事項説明書を WEB 上で閲覧できるように整備することが義務化されています。
- 複数事業所を運営する法人においては、事業所ごとに各指針等を整備するようお願いします。
- 契約日、同意日等に未記載が確認されました。確実に記載をお願いします。
- 支援経過記録において、モニタリングの実施が確認できるようにしてください。
- ケアプランについて、利用者に同意を得たこと、交付したことを支援経過記録に記載してください。
- 支援経過記録にサービス担当者会議を実施した旨を記載してください。
- 「新型コロナウイルス感染症業務継続計画（BCP）」を、「感染症業務継続計画（BCP）」とし、中の文章についても併せて確認してください。
- 委員会等の開催について、研修とは別で実施していることが明確にわかるよう整理をお願いします。

人員基準・報酬請求に関して今年度全事業所に指摘事項は確認されませんでした。上記「運営に関する基準について」は、今年度運営指導対象事業所でなかった事業所についても、再度確認をお願いします。

## 3. ケアプラン点検について

### 3-1. 令和7年度佐伯市介護保険ケアプラン点検等業務について **※居宅**

厚生労働省では、これまでの給付適正化主要5事業を、費用対効果を見込みづらい「介護給付費通知」を任意事業として位置づけ主要事業から除外するとともに、実施の効率化を図るため「住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査」を「ケアプラン点検」に統合し、これに「要介護認定の適正化」、「医療情報との突合・縦覧点検」を合わせた3事業を給付適正化主要事業として再編しました。

本市では、令和3年度より、給付費適正化主要5事業の一部を外部機関に委託して取り組んでまいりました。今年度も再編された主要3事業について、九州一円に給付費適正化事業の実績を有する「株式会社くまもと健康支援研究所」に委託して取り組みました。

令和7年度の事業内容は次のとおりです。

#### (1) ケアプラン点検

- ・ケアプラン数：40 ケース程度（8 事業所、1 事業所 5 ケース程度）
- ・事業所種別：居宅介護支援、介護予防支援
- ・確認帳票：基本情報及びアセスメントシート、第1表～第7表、課題整理総括表
- ・結果レポート作成：ケアプラン別、事業所別にケアプラン点検結果のレポートの作成。
- ・ヒアリング：2日間、各5名のケアマネとの面談を実施。

#### (2) 縦覧点検

- ・帳票の点検：抽出した帳票を点検し、過誤の可能性のある請求を判別する。
- ・過誤の判定：過誤の可能性のある請求について、以下2通りの方法により判定。
  - (ア) 該当する事業所及び医療機関等へ電話による確認
  - (イ) 本市認定情報システムの情報を活用した確認
    - ※ 縦覧点検等で確認の必要が生じた請求内容について、介護保険係や「令和6年度佐伯市介護保険ケアプラン点検等業務」の委託先である(株)くまもと健康支援研究所から問い合わせを行います。請求誤りであることが確認された場合には、事業所からの「介護給付費明細書の取消しについて(依頼)」の提出は不要です。電話確認のみで過誤申立てを国保連合会へ行うこととなりますので再請求漏れのないようご注意ください。
    - ※ 自主点検等によって発覚した請求誤りの実績取下げについては、誤と正の介護給付費明細書を添付の上、「介護給付費明細書の取消しについて(依頼)」取り下げ依頼書の提出が必要となります。

#### (3) 住宅改修・福祉用具購入の点検

- ・以下に該当する申請について(株)くまもと健康支援研究所による外部審査を実施。疑義が生じた際、質問票による質問・回答・助言を実施。
  - ①住宅改修費支給  
申請額が10万円以上のもの(ただし、手すりの取付けのみの改修を除く。)
  - ②特定福祉用具販売
    - 1 品目の購入費用が4万円以上の申請のもの

### 3-2. ケアプラン点検について ※居宅

ケアマネジメントのプロセスを踏まえ「自立支援」に資する適切なケアプランとなっているのかを介護支援専門員とともに検証・確認をしながら、介護支援専門員への「気づき」を与えることで、ケアマネジメントの質の向上を図ることを目指しています。ケアプラン点検結果は、対象となった事業所・介護支援専門員に、点検結果（評価表）を送付し、指摘事項を確認してもらうことで、改善を促しています。さらに、佐伯市内全事業所の介護支援専門員に対して行う集団指導においても、ケアプラン点検で明らかになった指摘事項等を共有することとしています。これにより、全ての事業所・介護支援専門員のレベルの平準化さらにはスキルアップが図られ、自立支援に向けたケアプランの策定が浸透していくものと考えている。この外部機関への委託によるケアプラン点検を継続的に実施していくことで、高齢者の自立を導き、ひいては介護給付費適正化に大きな効果を呼ぶことを期待しています。

#### (1) 対象事業所

サービスの種類（提出プラン数）	事業所名称	ヒアリング
居宅介護支援 (25プラン)	ケアプランセンター 佐伯の太陽	令和7年11月18日
	佐伯市社協介護保険サービスセンター「まごころ」	令和7年11月18日
	介護保険サービスセンター鶴望野	令和7年11月18日
	居宅介護事業所 もっこうばら	令和7年11月18日
	看護小規模多機能型居宅介護 つなぐ	令和7年11月18日
介護予防支援 (15プラン)	佐伯市地域包括支援センター「さいき」	令和7年11月19日
	ケアプランセンター 佐伯の太陽	令和7年11月19日
	介護保険サービスセンター鶴望野	令和7年11月19日
	佐伯市地域包括支援センター「あまべ」	令和7年11月19日
	佐伯市地域包括支援センター「ばんじょう」	令和7年11月19日

#### (2) 主な指摘事項

委託先事業所が作成中です。対象の事業所には後日郵送いたします。

### 3-3. 住宅改修・福祉用具購入の点検について ※居宅

#### (1) 点検対象

##### ①住宅改修費支給

申請額が10万円以上のもの（ただし、手すりの取付けのみの改修を除く。）

##### ②特定福祉用具販売

1 品目の購入費用が4万円以上の申請のもの

#### (2) 疑義のあった主な事例・指摘事項抜粋

委託先事業所が作成中です。後日共有を予定しています。

## 4. 事業所のみなさまにご留意いただきたいこと

### 4-1. 指定・更新申請等の電子申請届出システムについて **※共通**

#### (1) 対象サービス種別

- ・指定(介護予防)地域密着型サービス
- ・指定居宅介護支援事業・指定介護予防支援事業
- ・介護予防・日常生活支援総合事業における指定1号事業(いわゆる訪問型サービスや通所型サービス)

#### (2) 対象手続

- ・新規指定申請
- ・更新申請
- ・変更届出
- ・廃止・休止の届出
- ・再開の届出
- ・加算に関する届出

#### (3) 厚生労働省「電子申請・届出システム」のURL

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

#### (4) 留意事項

電子申請届出システムをご利用されるためには、G Biz ID アカウントの取得が必須です。

※G Biz ID ホームページのトップ画面からアカウントを作成してください。電子申請届出システムで利用できるG Biz ID のアカウント種類は、「G Biz ID プライム」と「G Biz ID メンバー」です。(「G Biz ID エントリー」はご利用頂けません。)

※取得方法等は昨年度実施の集団指導資料をご参照ください。

#### (5) 今後の運用について

- ・令和8年4月1日より**システムの利用を原則**とします。
- ・やむを得ない事情でシステム利用ができない場合は事前に相談をお願いいたします。
- ・システム利用の場合も別途書面による書類提出をお願いする場合があります。

## 4-2. 「介護報酬」「運営基準」等に関する問い合わせについて **※共通**

昨今、介護報酬や運営基準等に関する事業所から市への問い合わせが増えております。問い合わせが多岐にわたり、電話での対応が難しい事例や、質問事項の解釈の齟齬等が生じる事例がみられます。

つきましては、「介護報酬」「運営基準」等に関する問い合わせについては、インターネット上の問い合わせフォームより受付いたします。

**※基本的に電話での「介護報酬」「運営基準」に関する問い合わせは受け付けません。**

お問い合わせいただいた内容に基づき、関連する法令等を精査し回答しますので、回答期限は、受付日より3日以内（休日を除く）を目安とさせていただきます。

共有すべき質問等がありましたら、Q&Aとして市ホームページへの掲載も検討してまいります。

### 【問い合わせフォーム URL】

<https://logoform.jp/form/d9LC/498070>

### 【問い合わせフォーム QR コード】



### 【市ホームページ掲載場所 URL】

<https://www.city.saiki.oita.jp/kiji0039149/index.html>

（ ホーム > 分類から探す > 健康・福祉 > 介護・高齢者福祉 > 事業者の方へ > 「介護報酬」「運営基準」等に関する問い合わせ ）



The screenshot shows the Saiki City website homepage. At the top, there is a navigation bar with icons for various services: 暮らし・手続き, 子育て・学び, 健康・福祉, 環境・まちづくり, 観光・文化・スポーツ, 産業・仕事, and 市政情報. Below this is a breadcrumb trail: ホーム > 分類から探す > 健康・福祉 > 介護・高齢者福祉 > 事業者の方へ. The main content area is titled '事業者の方へ' (For Business Operators) and contains several links: 介護認定, 介護給付, and 事業所様式. A red box highlights the link '「介護報酬」「運営基準」等に関する問い合わせ' (Inquiry regarding nursing fees and operating standards) in the list of recent updates. The list also includes: 2024年3月13日更新, 2023年12月14日更新, 2022年12月15日更新, and 2022年7月14日更新.

### 4-3. 過誤請求について ※共通

毎月の請求に誤りが生じた場合、過誤処理が必要です。手順の理解をお願いいたします。

#### (1) 過誤の種別

- 通常過誤
- 同月過誤

#### (2) 過誤依頼から再請求までの流れ

- 通常過誤の場合

処理日	事業者	佐伯市	国保連合会
N月	10日	N月請求 (A)	↓
	~20日	取消し依頼 (B)	
	20日	過誤申立 (B)	審査
(N+1)月	中旬	←	決定通知
	月末	← <b>支払い額 = (A) - (B)</b>	給付費支払
(N+2)月	10日	(N+2)月請求 (C)	↓
		(B)の再請求 (D)	
(N+3)月	中旬	←	決定通知
	月末	← <b>支払額 = (C) + (D)</b>	給付費支払

- 同月過誤の場合

処理日	事業者	佐伯市	国保連合会
N月	~5日	取消し依頼 (B')	↓
	5日	過誤申立 (B')	
	10日	N月請求 (A')	↓
	20日	(B')の再請求 (D')	
(N+1)月	中旬	←	決定通知
	月末	← <b>支払い額 = (A') - (B') + (D')</b>	給付費支払

### (3) 同月過誤となるケース

過誤処理を行う場合、基本的には通常過誤です。同月過誤の必要が生じた場合は、事前に相談をお願いいたします。

同月過誤となるのは過誤の合計額が、ひと月の平均的な請求額を上回ってしまう場合です。上記の通常過誤の表において、支払い額 = (A) - (B) がマイナスになる場合は同月過誤での処理が必要となります。

※同月過誤でも請求額と相殺できないで、支払い額 = (A) - (B) + (D) がマイナスとなった場合、事業者から国保連合会への振込が必要となる場合がありますので、ご注意ください。

### (4) 提出書類

- ・介護給付費明細書の取消について（依頼）
- ・正しい給付費明細書
- ・誤った給付費明細書

※どちらかの給付費明細書の提出が困難な場合、朱書き等で誤った箇所が判断できるようにしてください。

### (4) 提出期限

佐伯市のホームページにてご確認をお願いします。

<https://www.city.saiki.oita.jp/kiji0035916/index.html>

（ホーム > 分類から探す > 健康・福祉 > 介護・高齢者福祉 > 事業者の方へ > 介護給付）

## 4-4. 請求誤りにより発生する事案について ※地域密着

請求誤りは、過誤処理・再請求だけでなく、過誤処理により利用者の自己負担額に変動がある場合、サービス利用者に対して、高額介護サービス費の返還が必要になる場合があります。

通常、市⇄利用者で返還の処理をしていますが、事業所で多数の過誤処理がある場合は、事業者利用者返還分の取りまとめをお願いし、市⇄事業者で返還処理をすることもありますので、多数の過誤処理が発生した際は、利用者に返金する前にご相談ください。

上記のような処理作業を防ぐためにも、加算等の確認を十分した上で請求事務をお願いします。

※高額介護サービス費：利用者の1月あたりの自己負担額が基準を超えた場合、超過分を利用者に対して支給するものです。

## 4-5. 居宅サービス計画作成依頼の終了届出書について ※居宅

令和6年10月1日より居宅（介護予防）サービス計画の作成依頼の契約が終了した際に終了届出書の提出をお願いしておりましたが、市の周知不足等もあり提出率が事業所によって偏りがありました。

そのため運用を開始して期間は短いですが、ケアマネジャーの業務負担軽減のため、並びに請求事務等に大きく影響が生じないため、終了届出書の提出を求めないものとします。

ただし、終了届出書自体は様式として残しますので、事業所の方針として提出の必要があると判断される場合はご提出いただいて構いません。

### （1）提出を求めていたケース

- ・介護保険施設へ入所・入院する場合（事業所として契約が終了する）
- ・医療機関へ長期間入院する場合（事業所として契約が終了する、在宅復帰が困難） 等

### （2）施行日

令和8年4月1日

## 4-6. 短期入所利用日数が認定有効期間の半数を超える理由書の提出について ※居宅

これまで短期入所利用日数が認定有効期間の半数を超える理由書を認定有効期間の半数を超えるすべての月の前月に提出いただいていたおりましたが、下記の通り取り扱いを変更致します。

### （1）変更内容

認定有効期間において、有効期間の半数を初めて超過する前の月に提出するものとし、それ以降は当該認定有効期間の間の提出は不要とします。

運用の変更に伴い、提出書類（様式等）の変更を予定しております。4月1日以降提出分は佐伯市ホームページより新様式をダウンロードしてご利用下さい。様式掲載後、事業所宛に再度案内いたします。

### （2）留意事項

- ・本人の心身の状況を十分に勘案し、在宅生活の維持・復帰に向けて必要に応じてケアプランの見直しを行ってください。
- ・必要に応じて特養等への施設入所申し込みを行うなど必要な援助を行い、短期入所の超過利用の早期解消に努めるようお願い致します。
- ・超過利用の解消の見込み等を理由書提出以降の月において確認する場合があります。その際は別途対応を求める場合がございますので、ご了承ください。

### （3）施行日

令和8年4月1日